

スクールカウンセラー活動についての地方自治体の認識と期待

橋本 和幸

了徳寺大学・教養部

要旨

本研究は、独自にスクールカウンセラー制度を導入しているある市（X市）が、スクールカウンセラー活動をどのように規定し、スクールカウンセラー活動の実際をどのように認識し、さらに期待しているかについて分析することを目的とする。このために、X市の教育委員会のスクールカウンセラーを担当する部署が、毎年度作成する統計、教育委員会や市議会の議事録等の閲覧可能な公文書や資料を通して、X市がスクールカウンセラーの仕事をどのように位置づけているかを調査した。

閲覧が認められた、学校ごとの相談件数の統計、及び市議会や教育委員会の議事録を分析した結果、スクールカウンセラーに相談室での個別対応に留まらずに、教職員や外部とも連携・協働して、幅広い活動を柔軟に行うことと、その前提として多様な知識や判断力を求めていた。具体的には、相談室の外での児童・生徒への声かけやアセスメント、教職員や学校全体への研修会や助言等が期待されているものと考えられる。

キーワード：スクールカウンセラー、相談件数の統計、教育委員会、市議会

Activities of school counselors: Recognition and expectations of local governments

Kazuyuki Hashimoto

Center of Liberal Arts Education, Ryotokuji University

Abstract

This study analyzes how a school counselor is defined, how they are recognized for their actual activities, and what is expected from local governments by reviewing reports and statistics of a city (City X) which independently incorporated a school counselor system. These reports are publicly available, and the records include conference minutes by the board of education and the city council.

After analyzing the non-restrictive material (consultation statistics by schools and conference minutes of the city council and the board of education), the following three aspects were expected of school counselors: 1) to not limit their operation to individual counseling in the counseling room; 2) to coordinate and cooperate with other faculty and outside resources; and 3) to conduct a wide range of activities based on the assumption that school counselors have diverse knowledge and judgment. In other words, school counselors are expected to converse with students outside the counseling room, make assessments, conduct training workshops, and provide advice to faculty in the entire school.

Keywords: school counselors, consultation statistics, the city council, the board of education

1. 問題

(1) スクールカウンセラー制度とは

スクールカウンセラー（以下SCと略記）とは、児童・生徒の成長発達を援助するために学校で働く、心の援助についての専門的な教育や訓練を受けた者が就く対人援助職である¹⁾。SCはその学校に在籍する児童・生徒一人ひとりにとって過ごしやすい学校環境づくりのために、個人面接を中心とする様々なアプローチを行う。そして、その対象は児童・生徒、保護者及び教職員、そして学級、学年や学校全体等の集団やコミュニティとなる。

我が国における本格的なSCの配置の始まりは定かではなく、一部の私立学校においては、1960年代頃から独自に配置されていたところもあるが¹⁾、1995年度に文部省（現文部科学省）が「SC活用調査研究委託事業」を開始して、臨床心理士等の教員以外の専門職を公立学校に試験的に派遣したことに始まると考えられる。

同事業は、1995年度から2000年度にかけて、文部省（当時）によって立ち上げられ、報酬を全額国庫負担で、1995年度に154校、2000年度には2,250校にSCを配置し、その活用の在り方について実践研究が実施された。文部省は「臨床心理士等、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する者」をSCとして選考するとし、学校に外部から教員以外の専門職が導入された²⁾。

なお、2001年度からは、各都道府県等からの要請を踏まえて、文部科学省は各学年に1学級以上ある全公立中学校約10,000校に5ヵ年で計画的にSCを派遣することを目標とし、その成果と課題等を調査研究するため「SC活用事業補助」を開始した。

(2) スクールカウンセラー活動に対する見方

1) スクールカウンセラー自身による見方

SC活動の効果について最も多く研究されているのは、SC自身による事例研究という形式である。

SCの仕事内容は、主に「児童・生徒及び保護者との相談面接」「コンサルテーション」「広報活動」が想定されており、特に相談面接とコンサルテーションがうまくいった事例についての報告が、日本心理臨床学会を中心に数多くなされてきている。例えば、児童・生徒及び保護者との面接活動をまとめたものとして、西村(2000)³⁾、湊(2001)⁴⁾、渡部(2002)⁵⁾、早川(2002)⁶⁾、岩倉(2002)⁷⁾、井上(2006)⁸⁾、赤川(2009)⁹⁾、教職員とのコンサルテーション等の協働については、本間・米山(1999)¹⁰⁾、野々村(2001)¹¹⁾、佐藤(2006)¹²⁾等がある。

また、「外部機関との連携」と「研修・講演」も重要な仕事と考えられ、臨床心理士会による研修会のテーマとしても取り上げられるようになってきている。以上の成果については、書籍等でも取り上げられている^{13) 14) 15)}。

2) 利用者による見方

前述のようにSCは学校における子どもの支援のために導入されており、特に公立中学校への配置が進んでいる（2008年度には全国の公立中学校8,806校に達した。これは全体の約9割である）。このため、SC活動の効果を探るためには、利用者である教員あるいは児童・生徒から見たSC活動への認識を調査し、その結果から活動の有効性を検討することが方法の一つであると考えられる。しかし、このような研究は、前述のSC自身の実践報告による研究に比べるとまだ数が少ない。しかも、数少ない先行研究や筆者らの

研究による結果からは、調査協力者により想定するSCの活動そのものにばらつきがあることが明らかになっている^{16) 17) 18) 19)}。その教員の立場やSCと関わる機会の有無等によって、想定するSC活動にばらつきが見られたのである。

3) 行政による見方

行政の立場からの視点としては、文部科学省による報告がなされているが、実際に配置される市町村レベルの視点としては、川崎（2007）が三鷹市教育委員会指導室／同学務課の職員として次のように述べている²⁰⁾。まず、「SCの仕事は、継続的に同じ学校に勤務するとしても、基本的に1年度を単位として行う」という認識が必要であるとしている。次に、SCに求める力は、①「児童・生徒の様々な情報の収集と提供」、②「臨床心理に基づく的確な把握・理解と具体的対応の在り方についての提案・助言」、③「発達心理に基づく的確な把握・理解と具体的対応の在り方についての提案・助言」としている。最後に、SCに求める機能として、①「児童・生徒の支援のためのリソースに関するコーディネート機能」、②「児童・生徒の緊急時における心理的ケアに関するコーディネート機能」を挙げている。この知見は興味深いものであるが、教育委員会の職員としての業務経験に基づくものであり、どこまで行政全体に共通するものかは定かではない。また、これ以外には、広く公刊された研究はあまり見られていない。

2. 目的

以上を踏まえて、本研究では、SC制度を導入したある市の例を取り上げて、SCを雇用する地方自治体が、SC活動をどのように規定し、SC活動の実際をどのように認識し、さらに期待しているかについて探索的に分析し、質問紙作成のためのモデル作りすることを目的とする。

3. 方法

地方自治体で教育行政を管轄する教育委員会では、SCを担当する部署が各校の報告書や統計、教育委員会の議事録等を毎年収集・作成している。このうちの閲覧可能な公文書や資料を通して、ある市がSCの仕事をどのように位置づけているかを調査した。

単一の自治体を選んでケーススタディを行ったのは、「1. 問題」で述べたように、実際に配置される市町村レベルの視点をまとめた研究が見られないため、教育委員会が毎年度作る各校の報告書等の公文書を参考にして、質問紙を作成し量的研究につなげていくことを目指す。また、報告書をもとに、事前に各校の校内体制の変遷とSCの仕事をどのように位置づけているかを調査することを目指す。

調査対象の自治体には、首都圏にあるX市を選んだ。X市を選定した理由は、前述の文部省（現文部科学省）による「SC活用調査研究委託事業」で市内の小中学校にSCが配置された後、その成果を踏まえて市独自でSCを配置し、市内の公立中学校への全校配置から15年以上が経過しているという、SC事業が馴染んでいる自治体であるからである。

なお、X市は人口が20万人台で、祖父母の代から同じ地域に住んでいる人々が暮らす住宅地、工業が盛んな地域、古くからの農業地域、新たに転入してきた大都市に通勤する人々が住んでいる新興住宅地等、様々な地域が混在しており、調査対象として偏りが無いものと考えられる。このため、今後より多くの市町村の調査に結果が生かせるものと考えられる。

閲覧した資料は、「SCの相談件数の統計」と「市議会や教育委員会の議事録」であった。

そして、調査の実施時期は、2012年11月と2017年11月であった。

4. 結果

(1) 資料閲覧の可否について

X市教育委員会の担当課に資料閲覧を問い合わせた結果、市議会や教育委員会定例会の議事録はインターネットでも公表されており、相談件数も公開されているものなので、それを閲覧することは自由であるとの回答であった。

(2) 地方自治体が想定するSC活動

そもそも国がSCを学校に導入するにあたり、SCの職務を次のように定めて「SC活用実施要項」の「(1) SCの職務」に記載している²¹⁾。

- ① 児童生徒へのカウンセリング
- ② カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助
- ③ 児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供
- ④ その他児童生徒のカウンセリング等に関し各学校において適当と認められるもの

このように、SCの職務としては、まずカウンセリング及び助言・援助が想定されている。このカウンセリングの内容についてももう少し具体的な内容を調べてみると、「SC活用実施要項」の「(2) 調査研究の内容」には次のように記載されている²¹⁾。

調査研究校においては、各学校の実情等に応じて、以下の点について、スクールカウンセラーの活用、効果等に係る実践的な調査研究を行う。

- ① 児童生徒のいじめや校内暴力等の問題行動、登校拒否や高等学校中途退学等の学校不適応その他生徒指導上の諸課題に対する取組の在り方
- ② 児童生徒の問題行動等を未然に防止し、その健全な育成を図るための活動の在り方

以上より、国はSCに児童・生徒のいじめや校内暴力等の問題行動や、登校拒否や中退等の学校不適応が起きた場合に解決のために、そしてそれらの課題を未然に防ぐためにカウンセリングや助言を行うことを求めている。この観点からすれば、上記の問題行動を解決したり防止したりするカウンセリングが、SCの効果的な活動と考えることができる。

なお、SC事業は当初は100%国の予算で行われていたが、後に費用の1/2、さらに2/3を都道府県及び政令市に負担させるようになった。この結果、地方自治体の考えも加えられるようになったが、基本的には、当初国が規定した趣旨で雇用が行われているようである。

また、国と都道府県・政令市によるSC事業の成果を受けて、市町村レベルの地方自治体で独自にSC制度を導入するケースも見られている。その際のSCの役割についても、例えば今回調査対象としたX市も、SC配置を定めた「X市スクールカウンセラー要綱」において、SCの職務として前述の国の要項と同様に、①「児童生徒へのカウンセリング」、②「カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援

助」, ③「児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供」, ④「その他児童生徒のカウンセリング等に関し各学校において適当と認められるもの」を挙げている。

(3) SCに関する報告書や統計等の閲覧

X市では、市独自のSC制度導入以来、SCを配置している各小中学校から各年度の利用件数等の統計資料を提出させて、利用状況を把握している。この統計では、各校の相談件数について、「長期欠席」「いじめ」「友人関係」のような問題・課題別に算出している。つまり、ここで設定されている問題・課題は、市がSCに取り組んで欲しいと考えている問題・課題と考えることができる。このことから、X市におけるSCの有効な活動とは、相談件数を集計する統計に記載されているような問題に対応できることと考えられる。X市の統計では、「予約相談の内容別延べ人数」において、次の13種類の来談理由が挙げられており、これらを各SCは毎月担当課に報告することになっている。

①不登校, ②いじめ, ③学習, ④進路, ⑤家庭・親子, ⑥友人関係, ⑦異性関係, ⑧教師との関係, ⑨部活動, ⑩身体・性, ⑪気分転換, ⑫付き添い, ⑬その他。

このうち、⑪の「気分転換」は、一般には聞きなれない来談理由ではないかと思われるが、X市のSC事業で採用している基準では、「大人からみると妙だが、何となくおしゃべりして帰ること、SCを独り占めにして帰ること」と規定されている。すなわち、特に明確な主訴はないけれども、相談の予約をして、SCを話し相手や遊び相手として、個人や数名のグループで独り占めにして「利用」ということを指している。

X市で市独自のSCを配置した平成10年度には、この「気分転換」が全6中学校の生徒の予約相談の58.1%と最多であった。

また、⑫の「付き添い」は、児童・生徒の相談に付いてきた児童・生徒、教員、保護者の人数をカウントするためのものであり、1対1で個別に行われる面接以外に、グループで対応する形態も想定されていたことが窺われる。

このような「気分転換」や「付き添い」という形態は、学校からすればいわゆる相談ではなく遊び等に利用しているように見えて、児童・生徒指導の対象となる事案のようにも考えられるかもしれない。しかし、X市教育委員会の教育相談担当課は、「子ども達が開放時と同じように心の居場所を求めるケースとさらに深い相談への入り口になるケースがあると思われ、学校の中に存在する相談室ならではの相談内容だと思われる」と、SCの対応として認めている。

(4) 統計資料の変化

平成19年度からの資料には、「その他」の項目について、件数とともに、新たに「その他」の内訳を問う統計記入用紙が導入されている。「その他」とは、いわゆるカウンセリング活動以外に業務として行った活動の件数の記録である。具体的には、次の7項目が挙げられている。

①教室巡回, ②教室等でのエクササイズ, ③外部関係者・機関との情報交換, ④保護者・地域向け講演会, ⑤児童・生徒指導担当者会 スクールカウンセラー連絡会等出席, ⑥校内支援会議（学年会等でケースについて先生方と話し合い）, ⑦家庭訪問。

上記の7つの活動は、具体的には次のようなものである。

①「教室巡回」は、授業中や休み時間中に各教室を訪れて、児童・生徒の授業や遊びの様子を観察して、

問題行動がないか等をアセスメントすることである。

②「教室等でのエクササイズ」は、ホームルームや特別活動の時間の1～数コマをSCに担当してもらい、構成的グループエンカウンター等心理教育的な介入を学級や学年に行うことである。

③「外部関係者・機関との情報交換」は、学校で問題を抱える児童・生徒に、外部機関の援助や関わりがある場合に、学校と外部機関との連絡調整や話し合いに参加して、情報共有の促進を助けることである。

④「保護者・地域向け講演会」は、各校や中学校区全体の保護者等の集まりで、講師として心理学の知見に基づいて、教育や子育てというテーマで講演をすることである。

⑤「児童・生徒指導担当者会 スクールカウンセラー連絡会等出席」は、X市の公立小中学校の児童・生徒指導担当者会にオブザーバーとして参加して、児童・生徒指導についての知見を学んだり、情報交換を行ったりすることである。

⑥「校内支援会議」は、支援が必要な児童・生徒について、校内の関係者が集まる会議や学年会等で、支援方法について心理学の知見を生かして助言を行うことである。

⑦「家庭訪問」は、不登校の児童・生徒の自宅に出向き、支援を行うことである。

このような記入用紙が導入された理由としては、各校のSCが自分の仕事が、既存の統計用紙だけでは説明しきれないため、用紙の欄外に自ら書き込んでいたことから始まり、やがて用紙に自由記述欄が設けられたという経緯がある。やがて、その自由記述を書くSCが増えたことから、X市がその実情を踏まえて、新たに「その他」の活動を記載する用紙を作成して導入した。

このことから、現在ではX市が、SCが個別相談以外の活動を行う事も、児童・生徒の問題行動の解決や防止に役立つと認めていると考えられる。つまり、カウンセリング以外の活動もSCの業務として重要であると市や学校が考えており、それが単発ではなくある程度の回数や期間行われるものであると考えていることを示しているのではないかとと思われる。

(5) 議会や教育委員会での答弁から見たSC事業

SC事業は、自治体の予算から執行される事業であることや、学校で行われる教育活動の一つであることから、各自治体の議会や教育委員会（教育委員による合議体）において議員や委員から質問を受けることがある。その回答から、市はSC事業がどのような効果を挙げることを望み、その成果がどの程度であると考えているかをうかがい知ることができるのではないかと考えられる。

そこで、本項では、インターネット上に公開されていたX市の教育委員会議事録のうち、2012（平成24）年11月28日に閲覧した平成16年4月定例会から平成24年9月定例会までの102回と、2017（平成29）年11月9日時点でインターネット上に公表されていた平成24年10月定例会から平成29年9月定例会までの60回の定例会の議事録から、委員からの質問や市の担当者からの回答や説明のうちSCについてふれられている内容を抽出して、その内容を分析した。

この結果、計62回の定例会で、SCについての発言が131件行われていた。その具体的な内容は次の通りである。

1) テーマ別

SCについての教育委員や市職員の発言を、テーマ別でカテゴリ分けしていくことを試みた。この結果、29個のカテゴリに分類できた。カテゴリ名とその代表例は表1の通りである。

表1 教育委員会での発言のカテゴリ化

カテゴリ名	発言件数	概要
増員の可能性	16	制度開始当初には、市内の全ての学校に入れるべきであるという委員の意見に、事務方が増員を目指したいと答弁していることであり、一応全校配置が済んだ後は、各学校の勤務日数を増やして欲しい、そのために増員が必要ではないかという意見
事業継続の明言	11	毎年度に市議会での予算審議や国や県からの各種研究委託の受け入れの際に、学校における問題の解決や支援に、SCを活用し、そのための予算措置を行う事を市の担当課が答弁
不登校対応	11	市議会や教育委員会定例会での答弁において、不登校対策の一つとしてスクールカウンセラーのカウンセリング等の対応が挙げられている
利用実態について	10	担当課がSC利用の件数や具体例を説明
スクールソーシャルワーカーとの比較	7	市議会議員や教育委員より、スクールソーシャルワーカーの導入の可能性を質問された際に、SCで十分に対応できると答弁
経費について	7	担当課が毎年度のSC事業の予算を説明したり、教育委員がSCに関連する予算の使い道を質問したことに対して、担当課がその用途を回答
配置人数	7	X市独自SCの配置状況を答弁・説明
教員の相談	6	教職員の相談とは、児童生徒への対応について、SCに助言を求めたり情報交換をしたりした件数であると、担当課が答弁したもの
相談センターと学校のパイプ役	6	X市教育委員会の相談部門である相談センターが、来談者の学校での様子を把握するために、各校のSCと連絡を取り合うケースがあること
成果の明言	5	担当課が、市議会や教育委員定例会での答弁や報告の際に、SCの活動が問題行動の改善や早期発見、発達障害への支援などに成果を挙げていると明言
県SCとの待遇格差	4	教育委員よりX市独自採用のSCと国の補助を受けて県により配置されるSCとの報酬の格差について指摘されたことに、担当課が答弁
広報・周知	3	教育委員が各校でSCを児童生徒に周知するための広報活動の実施状況について質問された際に、担当課が実状を答弁
勤務形態	3	教育委員が市内の学校でSC派遣に差がないかを確認する質問をした際に、担当課がほぼ差がなくなったと答弁
相談室の良さ	3	教育委員が視察に行った中学校の相談室が良かったが、他の中学校も同様の設備があるかを質問したこと、担当課が答弁
講師	2	教育委員の質問に対して、SCが公民館や校内の授業で講師を勤めた事例を紹介
SCの募集	2	SCを新規に募集した際にどの程度応募があったかと応募資格を教育委員に説明
制度の充実	2	学校の問題に対応するために、SC制度をより充実したものにするという答弁や報告
学校事故への対応	2	市内の学校で起きた事故について、児童・保護者の心のケアを行うために、配置したSCの対応や臨時の派遣などを説明
他の自治体との比較	2	教育委員が近隣の自治体のSC制度とX市の現状を質問したことに対して、担当課が他市に比べて充実していると答弁
電話相談の件数	1	教育委員から電話相談の件数について質問があり、担当課がその分析を答弁
発達障害への対応	1	教育委員の質問に対して、担当課がSCを発達障害への支援に活用している旨を答弁
非行発見の窓口	1	教育委員の質問に対して担当課が、非行行為についてSCの面接で実態把握がなされた例を答弁
暴力行為への対応	1	教育委員の質問に対して担当課が、暴力行為を繰り返す児童生徒への対応にSCが活用されていることを答弁
学業不振への対応	1	教育委員会定例会にて、不登校の背景に学業不振の可能性があり、それに対してSCの対応が考えられることが報告
LGBTへの対応	1	議員の質問に、性の多様性やアイデンティティを相談する窓口としてSCがあがられるが、児童・生徒が安心して相談できる体制を作る必要があることを答弁
SCに関連する事業	1	学校にSCのような臨床心理学の知見を持つ人が入る事業があるという担当課の報告
教員以外の校内スタッフという扱い	1	教育委員からの学習支援補助員派遣事業についての質問に対して、担当課が学習支援補助員には、カウンセラー的な資格の人も考えていると答弁

2) 発言者別

教育委員会の定例会において、委員及び市職員のうち、誰がどのくらいSCについて発言したかを分析した。この結果、発言を市職員の答弁、市職員の報告、委員による意見に分類することができた。具体的には、委員の質問に対する教育相談担当課長の答弁46件、委員の質問に対する教育指導担当課長の答弁10件、委員の質問に対する教職員課長の答弁2件、委員の質問に対する学校教育部長、教職員課長、研究所長、社会教育課長の答弁各1件、学校教育部長の報告14件、教育研究所所長の報告10件、教育指導担当課長6件、教育指導担当部長2件、教育総務課長（部長、課長代理を含む）の報告10件、教育長の報告2件、委員の意見8件であった。

3) 議題別

教育委員や市職員が、どのような議題の際にSCについて発言したかを分析した。この結果、SCを担当する課の前年度統計の報告の際に26件、市議会での答弁の報告の際に28件、前年度の児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の際に22件、教育委員会の予算に関して14件、その年度に国や県から受ける各種研究委託の説明の際に12件、教育相談件数統計報告の際に5件、委員からの質問の際に10件、委員からの要望の際に8件、その他の際に5件であった。

4) 時期別

上記の3) 議題別で挙げられた「SCを担当する課の前年度統計の報告」「市議会での答弁の報告」「前年度の児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」「教育委員会の予算」「その年度に国や県から受ける各種研究委託の説明」という議題は、毎年度決まった時期の定例会で担当課から委員に報告されている。しかし、年度別に見てみると、委員からの質問はまちまちである。さらに、市議会での議員の質問にSCに関係するものが平成16年度以降19件あるが、同様である。

そこで、以下では、教育委員会定例会及び市議会におけるSCについての発言を、年度別に集計して分析を行った。

5) 教育委員会定例会における発言数

教育委員会定例会におけるSCについての発言件数を年度別に集計した（表2）。

表2 教育委員会定例会におけるSCについての発言数（年度別）

16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
2件	4件	18件	8件	8件	14件	20件
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度(9月まで)
11件	10件	7件	8件	11件	6件	3件

この結果、22年度が最も多く、次いで18年度、21年度と続いていた。各年度別に話題となったテーマは以下の通りであった。

16年度：勤務形態、教員以外のスタッフ（各1件）

17年度：いじめ発見の窓口、不登校対策、配置人数、発達障害への対応（各1件）

18年度：増員の可能性（6件）、広報・周知（3件）、教員の相談件数、相談室の良さ（各2件）、経費につ

いて、県SCとの待遇格差、SCの募集、制度の充実、電話相談の件数（各1件）

19年度：増員の可能性（5件）、SCの応募、他市との比較、講師（各1件）

20年度：利用実態について、事業継続の明言、県SCとの待遇格差（各2件）、他市との比較、教員の相談件数（各1件）

21年度：利用実態について、事業継続の明言（各3件）、不登校対策、スクールソーシャルワーカーとの比較（各2件）、県SCとの待遇格差、増員の可能性、成果の明言、教員の相談件数（各1件）

22年度：成果の明言、スクールソーシャルワーカーとの比較（各4件）、いじめ発見の窓口、不登校対応、相談センターと学校のパイプ役（各2件）、学業不振への対応、暴力行為への対応、講師、事業継続の明言、制度の充実、増員の可能性（各1件）

23年度：事業継続の明言（3件）、増員の可能性、不登校対応（各2件）、いじめ発見の窓口、いじめへの対応、相談センターと学校のパイプ役、教員の相談件数（各1件）

24年度：事業継続の明言、いじめへの対応（各2件）、いじめ発見の窓口、不登校対応、非行発見の窓口、相談センターと学校のパイプ役、関連事業、経費について（各1件）

25年度：経費について（3件）、利用実態について、配置人数、不登校対応、増員の可能性（各1件）

26年度：配置人数、利用実態について、教員の相談、学校事故への対応、不登校対応、いじめへの対応、経費について（各1件）

27年度：配置人数、勤務形態（各3件）、利用実態、相談室の良さ、不登校対応、経費について（各1件）

28年度：利用実態（2件）、スクールソーシャルワーカーとの比較、いじめへの対応、LGBTへの対応、経費について（各1件）

29年度：配置人数、利用実態、相談センターと学校のパイプ役（各1件）

この結果を見ると、16年度と17年度はSCとはどのようなものなのかということについて、教育委員に説明するところから始めているが、18年度には増員の可能性等SCの雇用に関する内容が半数を占め、SCを市内の小中学校全校に早急に配置して欲しいという教育委員の希望への返答が多くなっている。19年度もこの流れが引き続いていた。

最も発言が多い22年度には、SCの具体的な仕事内容についての発言が多く、SCの活動内容が注目されている。また、新たに導入されたスクールソーシャルワーカーと比較される質問が前年度より出始めているが、市側はSCがそれらの仕事もこなす立場であると答弁し、SCへの期待の大きさが窺える。

23年度以降はSCの具体的な活動内容についての発言が目立っている。例えば、23年度と24年度は、教育委員の発言からも、他市でのいじめ被害生徒の自殺を受けて、改めてSCのいじめへの対応が期待されていた。また、学校事故への対応（26年度）、LGBTへの対応（28年度）のように、新たな課題への対応についての言及も見られた。

6) 市議会での議員の質問

市議会で議員がSCについて質問をした件数を、年度別に集計した（表3）。

表3 市議会におけるSCについての質問数（年度別）

20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度(9月まで)
1件	3件	7件	2件	3件	2件	0件	0件	1件	0件

この結果、19年度以前には議員からの質問が見られないが、20年度以降に質問が出始めている。このうち、22年度が最も多かった。各年度別に話題となったテーマは以下の通りであった。

20年度：事業継続の明言（1件）

21年度：事業継続の明言，スクールソーシャルワーカーとの比較，成果の明言（各1件）

22年度：不登校対応，成果の明言，スクールソーシャルワーカーとの比較（各2件），増員の可能性（1件）

23年度：増員の可能性，事業継続の明言（各1件）

24年度：いじめへの対応，いじめ発見の窓口，利用実態について（各1件）

25年度：配置人数，増員の可能性（各1件）

28年度：LGBTへの対応について（1件）

市議会議員からの質問は、教育相談全般の充実のために、あるいはいじめや不登校という個別の学校課題にどのような施策を行うかという質問がほとんどであった。それに対して、市側は相談センターとともに各校へのSCの配置を挙げている。また、議員からスクールソーシャルワーカー導入の可能性を21年度と22年度に質問されているが、既存のSCで十分に対応できると答弁していた。

5. 考察

（1）統計から見た「期待される」SC活動

X市教育委員会が各校のSCに提出させている相談件数統計には、X市の独自のSC制度を導入した当時から、「気分転換」という項目が設けられていた。このことから、SCに対して来談理由がしっかりと判別できない来室であっても、SCがその生徒を受け入れることを、教育委員会は期待していたのではないかと考えられる。このことについて、担当課は「気分転換」を受け入れる理由として、「相談室が特別な場所ではなく、誰でも訪れることができる場所である」ことを示す効果と、「相談を希望している生徒が事前に相談室やカウンセラーを確かめる作業をするのに役立つ」効果とを挙げている。後者は、「ショウウィンドウ」²²⁾と呼ばれる効果である。

さらに、制度導入当初は「その他」とされていた来室相談以外の活動についても、平成19年度以降は具体的な項目を用意して活動件数を報告させている。

これらのことから、X市は制度導入以来一貫して、SCが相談室に籠ってクローズドの面接に終始するのではなく、相談室の外での児童・生徒や、場合によっては学校というコミュニティ全体にも関わることを期待しているものと考えられる。

（2）市議会や教育委員会への発言から見た「期待される」SC活動

X市教育委員会が、市議会や教育委員会で議員や委員に対して行った発言からは、市はSCに対して、いじめや不登校等その時期に問題となっている学校課題への対応や、委員会の教育相談部門と学校とのパイプ役等を期待しているものと考えられる。また、県が派遣しているスクールソーシャルワーカーとの比較では、市のSC制度で十分に同等以上の活動ができると期待していることが窺える。

(3) 総合的考察

X市ではSC制度導入当初から、相談室利用件数を記録する統計資料の来室目的として、「気分転換」や「付き添い」を入れる等、相談内容をいじめや不登校等に限定せず、1対1のクローズドの相談形態以外の面接も受け入れること等を想定していたものと考えられる。

また、統計資料の「その他」が細分化されて、相談室での来室相談以外の活動の実施件数を問われるようになったことや、県のスクールソーシャルワーカーの活動を市SCが十分にできるという趣旨の答弁が市議会や教育委員会でなされていることから、X市はSCに相談室での個別相談に留まらず、幅広い活動を期待していることが窺える。具体的には、校内で様々な児童・生徒へのアセスメントや介入を行うこと、家庭訪問の実施等である。さらに、SC制度導入当初から期待されているいじめや不登校への対応²¹⁾とともに、学校事故やLGBT等新しい課題への対応についても言及される等、地方自治体がSCに期待する活動が近年より多様になっていることが明らかになった。

(4) 今後の課題

本研究は、X市が一般に公表している資料を閲覧することで、SCの雇用主である地方自治体が期待するSCの活動について分析したものである。

今後は、統計や業務マニュアルにある各項目、すなわち行政が想定する問題・課題について、なぜX市が、それらをSCに求められる業務内容とみなしたのか、その経緯を探っていくことが必要ではないかと考える。そのために、行政の担当課及び担当者や、その地域で長く働くSC等の内部関係者へのインタビュー等を行って、情報を集めることが必要であると考えられる。

文献

- 1) 鶴養啓子 (2011) スクールカウンセラー 日本心理臨床学会編 心理臨床学事典 丸善出版, 東京, 188-189.
- 2) 村山正治 (2011) スクールカウンセラー事業の展開 村山正治・森岡正芳編 スクールカウンセリング-経験知・実践知とローカリティー 金剛出版, 東京, 22-26.
- 3) 西村則昭 (2000) 二人の別室登校の女子中学生-スクールカウンセリングの境界性と社会性- 心理臨床学研究, 18 (4), 254-265.
- 4) 湊真季子 (2001) ウチとソトの境界膜としてのスクールカウンセラーの機能 心理臨床学研究, 18 (5), 499-510.
- 5) 渡部未沙 (2002) 母親面接を中心に担任との連携により展開した例 心理臨床学研究, 19 (6), 578-588.
- 6) 早川すみ江 (2002) スクールカウンセラーとして関わった不登校生徒との心理療法過程 心理臨床学研究, 20 (5), 453-464.
- 7) 岩倉拓 (2002) スクールカウンセラーの訪問相談 心理臨床学研究, 20 (6), 568-579.
- 8) 井上明美 (2006) 地域環境に配慮したスクールカウンセラーの活動について 心理臨床学研究, 24 (1), 53-64.
- 9) 赤川力 (2009) スクールカウンセリングにおける思春期男子との心理臨床 心理臨床学研究, 27 (6), 675-682.

- 10) 本間友巳・米山直樹 (1999) 小学校におけるスクールカウンセラーの活動過程－学校システムや個人への介入とその問題点. 心理臨床学研究, 17 (3), 237-248.
- 11) 野々村説子 (2001) 学校教師へのコンサルテーション. 心理臨床学研究, 19 (4), 400-409.
- 12) 佐藤仁美 (2006) スクールカウンセラーと教師の協働. 心理臨床学研究, 24 (2), 201-211.
- 13) 伊藤美奈子 (2003) 校内研修会・講演会の持ち方. 伊藤美奈子・平野直己 (編) 学校臨床心理学入門. 有斐閣, 東京. 127-145.
- 14) 徳田仁子 (2007) 研修・講演の留意点. 村山正治編 学校臨床のヒント. 金剛出版, 東京. 212-214.
- 15) 植山起佐子 (2010) スクールカウンセラーによるアウトリーチ活動. 子どもの心と学校臨床, 3, 20-28.
- 16) 伊藤美奈子 (2000) 学校側から見た学校臨床心理士 (スクールカウンセラー) 活動の評価－全国アンケート調査の結果報告－. 臨床心理士報, 11 (2), 21-42.
- 17) 吉澤佳代子・古橋啓介 (2009) 中学校におけるスクールカウンセラーの活動に対する教師の評価. 福岡県立大学人間科学部紀要, 17 (2), 47-65.
- 18) 橋本和幸・倉橋朋子・田中理恵・上野道子 (2007) 利用する教職員の視点で見たスクールカウンセラーの効果的な活動. 日本心理臨床学会第26回大会発表論文集, 364.
- 19) 橋本和幸・倉橋朋子・上野道子・田中理恵 (2012) 中学生によるスクールカウンセラーへの意見. 日本心理臨床学会第31回大会発表論文集, 604.
- 20) 川崎知己 (2007) 行政の立場から. 秋山千枝子・堀口寿広監修. スクールカウンセリングマニュアル. 日本小児医事出版社, 東京. 9-10.
- 21) 大塚義孝 (1995) 平成6年度事業報告と今後の課題. 臨床心理士会報, 6 (2), 3-11.
- 22) 近藤邦夫 (1995) スクールカウンセラーと学校臨床心理学. 村山正治・山本和郎編著. スクールカウンセラー－その理論と展望－. ミネルヴァ書房, 京都. 12-26.